

事 務 連 絡
平成24年8月31日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その2）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知については、「「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成24年3月30日付け障 発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等でお知らせしたところですが、別添のとおり修正することにするので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
評価・基準係 原、中村(3036)

TEL : 03-5253-1111

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤表

(修正のポイント) 条項ずれ等の修正を行う。

【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）】

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後 (誤)	修 正 改 正 後 (正)
P 5	<p>第一 届出手続の運用</p> <p>5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（第二の2の（1）の⑬、（2）の⑥、（3）の⑦及び第四の2における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p>	<p>第一 届出手続の運用</p> <p>5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（第二の2の（1）の⑬、（2）の⑥及び（3）の⑦における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p>	<p>第一 届出手続の運用</p> <p>5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（第二の2の（1）の⑬、（2）の⑥、<u>（3）の⑧及び（4）の⑦</u>における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p>
P10	<p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費</p>	<p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費</p>	<p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費</p>

<p>P17</p>	<p>等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>㉔ なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項</p> <p>④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の</p>	<p>等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>㉔ なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（<u>指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)⑨及び(6)⑬を除き、以下同じ。</u>）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項</p> <p>④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の</p>	<p>等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>㉔ なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（<u>指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)⑨及び(6)⑬(四)を除き、以下同じ。</u>）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項</p> <p>④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の</p>
------------	---	---	---

	<p>枠外として取り扱われる入所者 (三) 災害等やむを得ない理由により定員の 枠外として取り扱われる入所者</p>	<p>枠外として取り扱われる入所者 (三) 災害等やむを得ない理由により定員の 枠外として取り扱われる入所者</p>	<p>枠外として取り扱われる入所者 (三) 災害等やむを得ない理由により定員の 枠外として取り扱われる入所者</p>
P33	<p>2. 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「重度訪問介護研修修了者」という。）であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数」</p>	<p>2. 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「重度訪問介護研修修了者」という。）であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は542単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数」</p>	<p>2. 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「重度訪問介護研修修了者」という。）であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数」</p>
P34	<p>(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数」</p>	<p>(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は542単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数」</p>	<p>(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合 ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数」</p>
P47		<p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p>	<p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p>

		<p>福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。</p> <p>また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。</p> <p>このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>	<p>福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。</p> <p>また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。</p> <p>このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>
P51	<p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>⑥ 特定事業所加算の取扱い</p> <p>ア 会議の定期的開催</p> <p>543号告示第二号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提</p>	<p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>⑥ 特定事業所加算の取扱い</p> <p>ア 会議の定期的開催</p> <p>543号告示第二号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提</p>	<p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>⑥ 特定事業所加算の取扱い</p> <p>ア 会議の定期的開催</p> <p>543号告示第四号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提</p>

供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

イ 文書等による指示

543号告示第2号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な

供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

イ 文書等による指示

543号告示第2号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な

供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

イ 文書等による指示

543号告示第4号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な

P52

<p>P53</p>	<p>事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制 543号告示第2号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p>	<p>事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制 543号告示第2号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p>	<p>事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制 543号告示第4号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p>
<p>P57</p>	<p>(3) 同行援護サービス費 ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (-) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合 ウ 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)第4号介護給</p>	<p>(3) 同行援護サービス費 ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (-) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合 ウ 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)第4号介護給</p>	<p>(3) 同行援護サービス費 ③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (-) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合 ウ 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)第10号介護給</p>

P58	<p>付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下、「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）→「所定単位数」</p> <p>(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合 エ 「3級ヘルパー等」→「所定単位数の100分の70に相当する単位数」（ただし、平成26年9月30日までの間に限る。）→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p>	<p>付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下、「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）→「所定単位数」</p> <p>(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合 エ 「3級ヘルパー等」→「所定単位数の100分の70に相当する単位数」（ただし、平成26年9月30日までの間に限る。）→「<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数</u>」</p>	<p>付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下、「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）→「所定単位数」</p> <p>(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合 エ 「3級ヘルパー等」→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」（ただし、平成26年9月30日までの間に限る。）</p>
P127	<p>(10) 共同生活介護サービス費</p> <p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第10の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していな</p>	<p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していな</p>	<p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していな</p>

	<p>い者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p>	<p>い者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p>	<p>い者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p>
P132	<p>(11) 施設入所支援サービス費</p> <p>④ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第11の3のイの重度障害者支援加算（I）については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援</p>	<p>(10) 施設入所支援サービス費</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第10の3のイの重度障害者支援加算（I）については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援</p>	<p>(10) 施設入所支援サービス費</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第10の3のイの重度障害者支援加算（I）については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援</p>

<p>P144</p>	<p>施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合あっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第11の2の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者とする。</p> <p>⑭ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>④ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること</p> <p>⑤ 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成</p>	<p>施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合あっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第10の2の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者とする。<u>なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。</u></p> <p>⑫ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>④ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること</p> <p>⑤ 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成</p>	<p>施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合あっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第10の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者とする。<u>なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。</u></p> <p>⑫ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>④ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>⑤ 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成</p>
-------------	--	--	---

<p>P150</p>	<p>した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする</p> <p>⑯ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 11 の 15 の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅰ)）及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅱ)）に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して 180 日を超えた場合でも、引き続き、</p> <p>(イ) 経口維持加算 (Ⅱ) の対象者にあつては、水飲みテスト、頸部聴診法等により引き続き、誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師の指示がなされ、また、当該特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、(ア) 又は (イ) における医師の指示は、概ね二週間ごとに受ける</p>	<p>した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする</p> <p>⑭ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 10 の 12 の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅰ)）及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅱ)）に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して 180 日を超えた場合でも、引き続き、</p> <p>(イ) 経口維持加算 (Ⅱ) の対象者にあつては、水飲みテスト、頸部聴診法等により引き続き、誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、(ア) 又は (イ) における医師又は歯科医師の指示は、概ね一月ご</p>	<p>した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>⑭ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 10 の 12 の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅰ)）及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者（経口維持加算 (Ⅱ)）に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた月から起算して 180 日を超えた場合でも、引き続き、</p> <p>(イ) 経口維持加算 (Ⅱ) の対象者にあつては、水飲みテスト、頸部聴診法等により引き続き、誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な栄養管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、(ア) 又は (イ) における医師又は歯科医師の指示は、概ね一月ご</p>
-------------	---	---	--

	ものとする	とに受けるものとする	とに受けるものとする。
P165	<p>3. 訓練等給付費 (2) 生活訓練サービス費</p>	<p>3. 訓練等給付費 (2) 生活訓練サービス費</p> <p>⑳ <u>夜間防災・緊急時支援体制加算の取扱い</u> (二) <u>報酬告示第12の9のイの夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</u></p> <p><u>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</u></p> <p><u>また、常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</u></p> <p><u>ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。</u></p> <p><u>イ 宿泊型自立訓練事業所に従事する生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。</u></p> <p><u>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第9の2の口の夜間支援体制加算Ⅱ)及び第16の1の3の口の夜間防災・緊急時支援体制加算</u></p>	<p>3. 訓練等給付費 (2) 生活訓練サービス費</p> <p>⑳ <u>夜間防災・緊急時支援体制加算の取扱い</u> (二) <u>報酬告示第12の9のロの夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</u></p> <p><u>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</u></p> <p><u>また、常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</u></p> <p><u>ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。</u></p> <p><u>イ 宿泊型自立訓練事業所に従事する生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。</u></p> <p><u>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第9の2の口の夜間支援体制加算Ⅱ)及び第16の1の3の口の夜間防災・緊急時支援体制加算</u></p>

		<u>Ⅱを除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。</u>	<u>Ⅱを除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。</u>
P189	(6) 共同生活援助サービス費	(6) 共同生活援助サービス費 ⑭ <u>通勤者生活支援加算の取扱い</u> 報酬告示第16の8の通勤者生活支援加算については、2の(9)の⑮を準用する。	(6) 共同生活援助サービス費 ⑭ <u>通勤者生活支援加算の取扱い</u> 報酬告示第16の8の通勤者生活支援加算については、2の(9)の⑮を準用する。

【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）】

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現行	当初改正後(誤)	修正改正後(正)
P7	(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合の取扱いについて 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。 また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。	(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合の取扱いについて 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。 また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。	(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス <u>(指定通所支援を含む。以下この項において同じ。)</u> を実施する場合の取扱いについて 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。 また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。
P24	第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 1 人員に関する基準	第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 1 人員に関する基準	第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 1 人員に関する基準

<p>P31</p>	<p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）<u>第四号</u>介護給付費等単位数表第<u>12</u>の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアから<u>エ</u>のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>2 設備に関する基準（基準第8条第1項）</p> <p>(4) 設備の特例要件について</p> <p>1の(6)の①及び②に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p>	<p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）<u>第四号</u>介護給付費等単位数表第<u>12</u>の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアから<u>オ</u>までのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における<u>ロ</u>移動支援事業に3年間従事したもの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>2 設備に関する基準（基準第8条第1項）</p> <p>(4) 設備の特例要件について</p> <p>1の<u>(6)の①及び②</u>に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p>	<p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）<u>第十号</u>介護給付費等単位数表第<u>11</u>の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアから<u>オ</u>までのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>2 設備に関する基準（基準第8条第1項）</p> <p>(4) 設備の特例要件について</p> <p>1の<u>(8)の①、②及び③</u>に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p>
------------	---	--	--

<p>P53</p>	<p>(5) 準用（基準第48条）</p> <p>② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護</p> <p>指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項及び第3項並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。</p> <p>なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p>	<p>(5) 準用（基準第48条）</p> <p>② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護</p> <p>指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項及び第3項並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。</p> <p>なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p>	<p>(5) 準用（基準第48条）</p> <p>② 基準該当重度訪問介護、<u>基準該当同行援護</u>及び基準該当行動援護</p> <p>指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項、<u>第3項及び第4項</u>並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。</p> <p>なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p>
<p>P73</p>	<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第78条第1項 第2号）</p> <p>これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。</p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受</p>	<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第78条第1項 第2号）</p> <p>これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。</p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受</p>	<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第78条第1項 第2号）</p> <p>これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。</p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受</p>

給者」という。)、平成18年9月30日において現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる(第553号告示参照)。

(算式)

$$\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$$

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

給者」という。)、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22法律第71号)による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる(第553号告示参照)。

(算式)

$$\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$$

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

給者」という。)、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる(第553号告示参照)。

(算式)

$$\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$$

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

3 運営に関する基準

(11) 準用（基準第93条）

- ③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて

3 運営に関する基準

(11) 準用（基準第93条）

- ③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて

3 運営に関する基準

(11) 準用（基準第93条）

- ③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて

	<p>得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>
P125	<p>第九 共同生活介護 3 運営に関する基準 (5) サービス管理責任者の責務（基準第146条） 指定共同生活介護は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護計画の作成及び第四の3の(7)の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p>	<p>第八 共同生活介護 3 運営に関する基準 (5) サービス管理責任者の責務（基準第146条） 指定共同生活介護は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護計画の作成及び第四の3の(7)の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p>	<p>第八 共同生活介護 3 運営に関する基準 (5) サービス管理責任者の責務（基準第146条） 指定共同生活介護は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護計画の作成及び第四の3の(8)の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p>
P135	<p>第十 自立訓練（機能訓練） 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (2) 準用（基準第164条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第十の3の(1)（第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>	<p>第九 自立訓練（機能訓練） 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (2) 準用（基準第164条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第十の3の(1)（第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>	<p>第九 自立訓練（機能訓練） 4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (2) 準用（基準第164条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第九の3の(1)（第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>

P137	<p>第十一 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第166条第3項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第十の1の（3）を参照されたい。</p>	<p>第十 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第166条第3項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第十の1の（3）を参照されたい。</p>	<p>第十 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第166条第3項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第九の1の（3）を参照されたい。</p>
P140	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領（基準第170条）</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領（基準第170条）</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領（基準第170条）</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）」によるものとする。</p>
P141	(3) 準用（基準第171条）	(3) 準用（基準第171条）	(3) 準用（基準第171条）

<p>P142</p>	<p>① 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条、第86条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第144条、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（5）から（8）まで及び（10）並びに第六の3の（5）並びに第九の3の（4）並びに第十の3の（2）及び（3）を参照されたい。</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （2）準用（基準第173条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第十一の3の（2）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>	<p>① 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第86条から第92条まで、第144条、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）、（19）、（21）及び（22）並びに第五の3の（5）から（10）まで並びに第九の3の（4）並びに第十の3の（2）及び（3）を参照されたい。</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （2）準用（基準第173条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第十一の3の（2）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>	<p>① 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第86条から第92条まで、第144条、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）、（19）、（21）及び（22）並びに第五の3の（5）から（10）まで並びに第八の3の（4）並びに第九の3の（2）及び（3）を参照されたい。</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 （2）準用（基準第173条） 基準第159条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第九の3の（1）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>
-------------	---	---	--

P153	<p>第十四 就労継続支援B型</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 準用 (基準第 202 条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、<u>第86条から第89条まで、第91条、第92条、第106条、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(5)から(8)まで、(14)、(16)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(5)から(8)まで及び(10)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(4)並びに第十の3の(1)及び(2)並びに第十三の3の(4)から(6)までを参照されたい。</u></p>	<p>第十三 就労継続支援B型</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 準用 (基準第 202 条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、<u>第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(4)並びに第九の3の(1)及び(2)並びに第十二の3の(4)から(6)までを参照されたい。</u></p>	<p>第十三 就労継続支援B型</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 準用 (基準第 202 条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、<u>第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第九の3の(1)及び(2)並びに第十二の3の(4)から(6)までを参照されたい。</u></p>
P154	<p>第十五 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) サービス管理責任者 (基準第 208 条第 1 項第 2 号)</p> <p>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の1の(4)及び(5)を参照されたい。</p>	<p>第十四 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) サービス管理責任者 (基準第 208 条第 1 項第 2 号)</p> <p>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第九</u>の1の(4)及び(5)を参照されたい。</p>	<p>第十四 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) サービス管理責任者 (基準第 208 条第 1 項第 2 号)</p> <p>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第八</u>の1の(4)及び(5)を参照されたい。</p>
P155・156	<p>2 設備に関する基準 (基準第 210 条)</p> <p>基準第 140 条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第九の2を参照されたい。</p>	<p>2 設備に関する基準 (基準第 210 条)</p> <p>基準第 140 条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、<u>第九</u>の2を参照されたい。</p>	<p>2 設備に関する基準 (基準第 210 条)</p> <p>基準第 140 条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、<u>第八</u>の2を参照されたい。</p>

	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 家事等 (第 211 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</p> <p>(2) 勤務体制の確保等 (基準第 212 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の 3 の (9) の①及び③を参照されたい。</p> <p>(3) 準用 (基準第 213 条) 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 92 条、<u>第 106 条</u>、第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) <u>並びに第六の 3 の (5)</u> 並びに第九の 3 の (1) から (5) まで、(7)、(8)、(10) から (12) までを参照されたい。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 家事等 (第 211 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第九</u>の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</p> <p>(2) 勤務体制の確保等 (基準第 212 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第九</u>の 3 の (9) の①及び③を参照されたい。</p> <p>(3) 準用 (基準第 213 条) 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、<u>第 90 条</u>、第 92 条、第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) <u>及び (9)</u> 並びに<u>第九</u>の 3 の (1) から (5) まで、(7)、(8)、(10) から (12) までを参照されたい。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 家事等 (第 211 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第八</u>の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</p> <p>(2) 勤務体制の確保等 (基準第 212 条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第八</u>の 3 の (9) の①及び③を参照されたい。</p> <p>(3) 準用 (基準第 213 条) 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、<u>第 90 条</u>、第 92 条、第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) <u>及び (9)</u> 並びに<u>第八</u>の 3 の (1) から (5) まで、(7)、(8)、(10) から (12) までを参照されたい。</p>
P160	<p><u>第十八</u> 附則</p> <p>1 地域移行型ホームの特例 (基準附則第 7 条) 指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第 140 条</p>	<p><u>第十七</u> 附則</p> <p>1 地域移行型ホームの特例 (基準附則第 7 条) 指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第 140 条</p>	<p><u>第十七</u> 附則</p> <p>1 地域移行型ホームの特例 (基準附則第 7 条) 指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第 140 条</p>

<p>P 163</p>	<p>の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第九の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第12条）</p> <p>平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第140条の規定（第九の2の（1）参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活介護事業者、指定共同生活援助事業者又は一体型指定共同生活介護事業者等においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなけ</p>	<p>の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第九の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第12条）</p> <p>平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第140条の規定（第九の2の（1）参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活介護事業者、指定共同生活援助事業者又は一体型指定共同生活介護事業者等においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなけ</p>	<p>の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第八の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。</p> <p>6 施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例（基準附則第12条）</p> <p>平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、基準第140条の規定（第八の2の（1）参照）にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、指定共同生活介護事業者、指定共同生活援助事業者又は一体型指定共同生活介護事業者等においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなけ</p>
--------------	--	--	--

P166	<p>ればならない。</p> <p>10 準用（基準附則第16条） 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を一体的に行う場合については、第十六の規定が準用されるものであることから、第十六を参照されたい。</p>	<p>ればならない。</p> <p>10 準用（基準附則第16条） 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を一体的に行う場合については、第十六の規定が準用されるものであることから、第十六を参照されたい。</p>	<p>ればならない。</p> <p>10 準用（基準附則第16条） 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を一体的に行う場合については、第十五の規定が準用されるものであることから、第十五を参照されたい。</p>																																																																																																												
P167 ～ P171	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="320 518 891 1409"> <thead> <tr> <th>月間延べサービス提供時間</th> <th>(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>450時間以下</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>450時間超900時間以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>900時間超1,350時間以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>1,350時間超1,800時間以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>1,800時間超2,250時間以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,250時間超2,700時間以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,700時間超3,150時間以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>3,150時間超3,600時間以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>3,600時間超4,050時間以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>4,050時間超4,500時間以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>4,500時間超4,950時間以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	450時間以下	1	1	450時間超900時間以下	2	1	900時間超1,350時間以下	3	2	1,350時間超1,800時間以下	4	3	1,800時間超2,250時間以下	5	4	2,250時間超2,700時間以下	6	4	2,700時間超3,150時間以下	7	5	3,150時間超3,600時間以下	8	6	3,600時間超4,050時間以下	9	6	4,050時間超4,500時間以下	10	7	4,500時間超4,950時間以下	11	8	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="922 518 1494 1409"> <thead> <tr> <th>月間延べサービス提供時間</th> <th>(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>450時間以下</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>450時間超900時間以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>900時間超1,350時間以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>1,350時間超1,800時間以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>1,800時間超2,250時間以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,250時間超2,700時間以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,700時間超3,150時間以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>3,150時間超3,600時間以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>3,600時間超4,050時間以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>4,050時間超4,500時間以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>4,500時間超4,950時間以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	450時間以下	1	1	450時間超900時間以下	2	1	900時間超1,350時間以下	3	2	1,350時間超1,800時間以下	4	3	1,800時間超2,250時間以下	5	4	2,250時間超2,700時間以下	6	4	2,700時間超3,150時間以下	7	5	3,150時間超3,600時間以下	8	6	3,600時間超4,050時間以下	9	6	4,050時間超4,500時間以下	10	7	4,500時間超4,950時間以下	11	8	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1525 518 2096 1409"> <thead> <tr> <th>月間延べサービス提供時間</th> <th>(2)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>450時間以下</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>450時間超900時間以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>900時間超1,350時間以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>1,350時間超1,800時間以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>1,800時間超2,250時間以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,250時間超2,700時間以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>2,700時間超3,150時間以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>3,150時間超3,600時間以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>3,600時間超4,050時間以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>4,050時間超4,500時間以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>4,500時間超4,950時間以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	450時間以下	1	1	450時間超900時間以下	2	1	900時間超1,350時間以下	3	2	1,350時間超1,800時間以下	4	3	1,800時間超2,250時間以下	5	4	2,250時間超2,700時間以下	6	4	2,700時間超3,150時間以下	7	5	3,150時間超3,600時間以下	8	6	3,600時間超4,050時間以下	9	6	4,050時間超4,500時間以下	10	7	4,500時間超4,950時間以下	11	8
月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者																																																																																																													
450時間以下	1	1																																																																																																													
450時間超900時間以下	2	1																																																																																																													
900時間超1,350時間以下	3	2																																																																																																													
1,350時間超1,800時間以下	4	3																																																																																																													
1,800時間超2,250時間以下	5	4																																																																																																													
2,250時間超2,700時間以下	6	4																																																																																																													
2,700時間超3,150時間以下	7	5																																																																																																													
3,150時間超3,600時間以下	8	6																																																																																																													
3,600時間超4,050時間以下	9	6																																																																																																													
4,050時間超4,500時間以下	10	7																																																																																																													
4,500時間超4,950時間以下	11	8																																																																																																													
月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者																																																																																																													
450時間以下	1	1																																																																																																													
450時間超900時間以下	2	1																																																																																																													
900時間超1,350時間以下	3	2																																																																																																													
1,350時間超1,800時間以下	4	3																																																																																																													
1,800時間超2,250時間以下	5	4																																																																																																													
2,250時間超2,700時間以下	6	4																																																																																																													
2,700時間超3,150時間以下	7	5																																																																																																													
3,150時間超3,600時間以下	8	6																																																																																																													
3,600時間超4,050時間以下	9	6																																																																																																													
4,050時間超4,500時間以下	10	7																																																																																																													
4,500時間超4,950時間以下	11	8																																																																																																													
月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者																																																																																																													
450時間以下	1	1																																																																																																													
450時間超900時間以下	2	1																																																																																																													
900時間超1,350時間以下	3	2																																																																																																													
1,350時間超1,800時間以下	4	3																																																																																																													
1,800時間超2,250時間以下	5	4																																																																																																													
2,250時間超2,700時間以下	6	4																																																																																																													
2,700時間超3,150時間以下	7	5																																																																																																													
3,150時間超3,600時間以下	8	6																																																																																																													
3,600時間超4,050時間以下	9	6																																																																																																													
4,050時間超4,500時間以下	10	7																																																																																																													
4,500時間超4,950時間以下	11	8																																																																																																													

4,950 時間超 5,400 時間以下	12	8
5,400 時間超 5,850 時間以下	13	9
5,850 時間超 6,300 時間以下	14	10
6,300 時間超 6,750 時間以下	15	10
6,750 時間超 7,200 時間以下	16	11

別表 2

従業者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
10 人以下	1	1
11 人以上 20 人以下	2	1
21 人以上 30 人以下	3	2
31 人以上 40 人以下	4	3
41 人以上 50 人以下	5	4
51 人以上 60 人以下	6	4
61 人以上 70 人以下	7	5
71 人以上 80 人以下	8	6
81 人以上 90 人以下	9	6
91 人以上 100 人以下	10	7
101 人以上 110 人以下	11	8
111 人以上 120 人以下	12	8
121 人以上 130 人以下	13	9

4,950 時間超 5,400 時間以下	12	8
5,400 時間超 5,850 時間以下	13	9
5,850 時間超 6,300 時間以下	14	10
6,300 時間超 6,750 時間以下	15	10
6,750 時間超 7,200 時間以下	16	11

別表 2

従業者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
10 人以下	1	1
11 人以上 20 人以下	2	1
21 人以上 30 人以下	3	2
31 人以上 40 人以下	4	3
41 人以上 50 人以下	5	4
51 人以上 60 人以下	6	4
61 人以上 70 人以下	7	5
71 人以上 80 人以下	8	6
81 人以上 90 人以下	9	6
91 人以上 100 人以下	10	7
101 人以上 110 人以下	11	8
111 人以上 120 人以下	12	8
121 人以上 130 人以下	13	9

4,950 時間超 5,400 時間以下	12	8
5,400 時間超 5,850 時間以下	13	9
5,850 時間超 6,300 時間以下	14	10
6,300 時間超 6,750 時間以下	15	10
6,750 時間超 7,200 時間以下	16	11

別表 2

従業者の数	(2)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
10 人以下	1	1
11 人以上 20 人以下	2	1
21 人以上 30 人以下	3	2
31 人以上 40 人以下	4	3
41 人以上 50 人以下	5	4
51 人以上 60 人以下	6	4
61 人以上 70 人以下	7	5
71 人以上 80 人以下	8	6
81 人以上 90 人以下	9	6
91 人以上 100 人以下	10	7
101 人以上 110 人以下	11	8
111 人以上 120 人以下	12	8
121 人以上 130 人以下	13	9

131人以上140人以下	14	10
141人以上150人以下	15	10
151人以上160人以下	16	11

別表3

月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
1,000時間以下	1	1
1,000時間超2,000時間以下	2	1
2,000時間超3,000時間以下	3	2
3,000時間超4,000時間以下	4	3
4,000時間超5,000時間以下	5	4
5,000時間超6,000時間以下	6	4
6,000時間超7,000時間以下	7	5
7,000時間超8,000時間以下	8	6
8,000時間超9,000時間以下	9	6
9,000時間超10,000時間以下	10	7
10,000時間超11,000時間以下	11	8
11,000時間超12,000時間以下	12	8
12,000時間超13,000時間以下	13	9

131人以上140人以下	14	10
141人以上150人以下	15	10
151人以上160人以下	16	11

別表4

月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
1,000時間以下	1	1
1,000時間超2,000時間以下	2	1
2,000時間超3,000時間以下	3	2
3,000時間超4,000時間以下	4	3
4,000時間超5,000時間以下	5	4
5,000時間超6,000時間以下	6	4
6,000時間超7,000時間以下	7	5
7,000時間超8,000時間以下	8	6
8,000時間超9,000時間以下	9	6
9,000時間超10,000時間以下	10	7
10,000時間超11,000時間以下	11	8
11,000時間超12,000時間以下	12	8
12,000時間超13,000時間以下	13	9

131人以上140人以下	14	10
141人以上150人以下	15	10
151人以上160人以下	16	11

別表4

月間延べサービス提供時間	(5)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
1,000時間以下	1	1
1,000時間超2,000時間以下	2	1
2,000時間超3,000時間以下	3	2
3,000時間超4,000時間以下	4	3
4,000時間超5,000時間以下	5	4
5,000時間超6,000時間以下	6	4
6,000時間超7,000時間以下	7	5
7,000時間超8,000時間以下	8	6
8,000時間超9,000時間以下	9	6
9,000時間超10,000時間以下	10	7
10,000時間超11,000時間以下	11	8
11,000時間超12,000時間以下	12	8
12,000時間超13,000時間以下	13	9

13,000 時間超 14,000 時間以下	14	10	13,000 時間超 14,000 時間以下	14	10	13,000 時間超 14,000 時間以下	14	10
14,000 時間超 15,000 時間以下	15	10	14,000 時間超 15,000 時間以下	15	10	14,000 時間超 15,000 時間以下	15	10
15,000 時間超 16,000 時間以下	16	11	15,000 時間超 16,000 時間以下	16	11	15,000 時間超 16,000 時間以下	16	11
別表 4			別表 5			別表 5		
従業者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	従業者の数	(2)の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	従業者の数	(5)の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
20 人以下	1	1	20 人以下	1	1	20 人以下	1	1
21 人以上 40 人以下	2	1	21 人以上 40 人以下	2	1	21 人以上 40 人以下	2	1
41 人以上 60 人以下	3	2	41 人以上 60 人以下	3	2	41 人以上 60 人以下	3	2
61 人以上 80 人以下	4	3	61 人以上 80 人以下	4	3	61 人以上 80 人以下	4	3
81 人以上 100 人以下	5	4	81 人以上 100 人以下	5	4	81 人以上 100 人以下	5	4
101 人以上 120 人以下	6	4	101 人以上 120 人以下	6	4	101 人以上 120 人以下	6	4
121 人以上 140 人以下	7	5	121 人以上 140 人以下	7	5	121 人以上 140 人以下	7	5
141 人以上 160 人以下	8	6	141 人以上 160 人以下	8	6	141 人以上 160 人以下	8	6
161 人以上 180 人以下	9	6	161 人以上 180 人以下	9	6	161 人以上 180 人以下	9	6
181 人以上 200 人以下	10	7	181 人以上 200 人以下	10	7	181 人以上 200 人以下	10	7

【障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）】

* 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」（平成24年5月28日付け事務連絡）での修正を反映済み（青字下線）。

（修正点は赤字下線）

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後 (誤)	修 正 改 正 後 (正)
P10	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものである。</u></p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用して現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）又は生活介護</p>	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(I)及び(II)の数を合計した数以上でなければならないものである。</u></p> <p><u>(I) (II)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数</u></p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、<u>法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）</u>、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児</p>	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(I)及び(II)の数を合計した数以上でなければならないものである。</u></p> <p><u>(I) (II)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数</u></p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、<u>法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者</u>、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用して</p>

以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)

(算式)

{ (2 × 区分2に該当する利用者の数) + (3 × 区分3に該当する利用者の数) + (4 × 区分4に該当する利用者の数) + (5 × 区分5に該当する利用者の数) + (6 × 区分6に該当する利用者の数) } / 総利用者数

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者(以下「経過措置利用者」という。)、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)

(算式)

{ (2 × 区分2に該当する利用者の数) + (3 × 区分3に該当する利用者の数) + (4 × 区分4に該当する利用者の数) + (5 × 区分5に該当する利用者の数) + (6 × 区分6に該当する利用者の数) } / 総利用者数

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

Ⅱ) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者の数を10で除した数

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

いた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者(以下「経過措置利用者」という。)、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)

(算式)

{ (2 × 区分2に該当する利用者の数) + (3 × 区分3に該当する利用者の数) + (4 × 区分4に該当する利用者の数) + (5 × 区分5に該当する利用者の数) + (6 × 区分6に該当する利用者の数) } / 総利用者数

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

Ⅱ) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者の数を10で除した数

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

P37	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（基準第23条）</p> <p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は、昼間、生活介護を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。）を行うこと</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（基準第23条）</p> <p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、<u>指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。</u></p> <p>エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は、昼間、生活介護を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、<u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u>を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。）を行うこと</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（基準第23条）</p> <p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、<u>指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。</u></p> <p>エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は、昼間、生活介護<u>又は就労継続支援B型</u>を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）<u>又は就労移行支援</u>を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。）を行うこと</p>
P43	<p>(24) 実習の実施（基準第30条）</p> <p>実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者</p>	<p>(24) 実習の実施（基準第30条）</p> <p>実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者</p>	<p>(24) 実習の実施（基準第30条）</p> <p>実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者</p>

	<p>本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。</p>	<p>本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>等の関係機関と連携して行うこと。</p>	<p>本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、<u>特別支援学校</u>等の関係機関と連携して行うこと。</p>
P60	<p>4 附則</p> <p>(1) 経過指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数（基準附則第3条）</p> <p>基準附則第3条は、平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設等」という。）に置くべき従業者の員数を定めたものである。</p>	<p>4 附則</p> <p>(2) 経過指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数（基準附則第3条）</p> <p>基準附則第3条は、<u>平成24年3月31日まで</u>の間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設等」という。）に置くべき従業者の員数を定めたものである。</p>	<p>4 附則</p> <p>(2) 経過指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数（基準附則第3条）</p> <p>基準附則第3条は、<u>当分の間</u>、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設等」という。）に置くべき従業者の員数を定めたものである。</p>
P64	<p>(7) 工賃の支払等（基準附則第9条）</p> <p>都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については別に通</p>	<p>(8) 工賃の支払等（基準附則第9条）</p> <p>都道府県（<u>指定都市又は中核市において</u>は、指定都市又は中核市。）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県（<u>指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市</u>）に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就</p>	<p>(8) 工賃の支払等（基準附則第9条）</p> <p>都道府県（<u>指定都市又は中核市において</u>は、指定都市又は中核市。）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県（<u>指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市</u>）に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就</p>

	知るところによる。	労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参照されたい。	労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。
--	-----------	--	---

【障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）】

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	当初発出版（誤）	修正後発出版（正）
P 9	<p>第二 指定計画相談支援に関する基準</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第10号）</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第12条及び「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年</p>	<p>第二 指定計画相談支援に関する基準</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号）</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第12条及び「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年</p>

<p>P10</p>	<p>間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ サービス等利用計画の交付（第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p>	<p>間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ サービス等利用計画の交付（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p>
<p>P14</p>	<p>(19) 掲示等（第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については（1）参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p>	<p>(19) 掲示等（基準第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については（1）参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p>

【児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）】

正誤箇所	当初発出版 (誤)	修正後発出版 (正)
P 8	<p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針 (基準第15条)</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取 (第10号)</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>	<p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針 (基準第15条)</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取 (<u>第2項</u>第10号)</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
P 9	<p>⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意 (第11号)</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ 障害児支援利用計画の交付 (第12号)</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者</p>	<p>⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意 (<u>第2項</u>第11号)</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ 障害児支援利用計画の交付 (<u>第2項</u>第12号)</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者</p>

P13	<p>に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>(19) 掲示等（第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定障害児相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定障害児相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても障害児等の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p>	<p>に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>(19) 掲示等（<u>基準</u>第23条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定障害児相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定障害児相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても障害児等の保護を図る趣旨である。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p>
-----	---	--

【 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号） 】

* 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」（平成24年5月28日付け事務連絡）での修正を反映済み（青字下線）。

（正誤点は赤字下線）

正誤箇所	当初発出版（誤）	修正後発出版（正）
P6	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p>	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「<u>通所報酬告示</u>」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則</p>

	<p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>（-）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p>	<p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>（-）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p>
P12	<p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>③ 人工内耳装用児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指児童発達支援事業所（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。</p>	<p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>③ 人工内耳装用児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指定児童発達支援事業所（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。</p>
P13	<p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間にに基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象</p>	<p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間にに基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象</p>

となるものであること。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定通所支援の利用に係る通所利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合をいうものであるので、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合には、この加算は算定しない。
(一) 1月の通所利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合

(二) 通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額が負担上限月額に到達している場合

⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 福祉専門職員配置等加算（I）

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(二)において同じ。）

⑫ 特別支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。

(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。

となるものであること。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 福祉専門職員配置等加算（I）

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(二)において同じ。）

⑫ 特別支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。

(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。

<p>P16</p>	<p>㉔ 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。 ア ①の(一)を算定している難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。 イ ①の(二)又は(三)を算定している重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害児通所支援報酬に移行することを目的とし創設したものである。 また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。 このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知を参照すること。</p>	<p>㉔ 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。 ア ①の(一)を算定している難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。 イ ①の(二)又は(三)を算定している重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第1の13</u>の福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害児通所支援報酬に移行することを目的とし創設したものである。 また、<u>通所報酬告示第1の14</u>の福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。 このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（<u>「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</u>（平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p>
<p>P17</p>	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p>	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p>

<p>P18</p> <p>P19</p>	<p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 (-) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合 ウ 次の(i)から(iii)のいずれかの要件を満たす基準該当放課後等デイサービス事業所であること。 (i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。</p>	<p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。 (-) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合 ウ 次の(i)から(iii)のいずれかの要件を満たす基準該当放課後等デイサービス事業所であること。 (i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。</p>
<p>P23</p> <p>P26</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第2の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第2の2の(1)の⑯を準用する。</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第2の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第2の2の(1)の⑯を準用する。</p>
<p>P26</p>	<p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、2の(1)の⑯について準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯について準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>

<p>の取扱い 入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、<u>2の</u>(1)の⑰について準用する。</p>	<p>の取扱い 入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、(1)の⑰について準用する。</p>
---	--

【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）】

(正誤点は赤字下線)

正誤箇所	当初発出版 (誤)	修正後発出版 (正)
P 1	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業<u>等</u>の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
P 6	<p>第三 児童発達支援 1 人員に関する基準 (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第5条） 基準第5条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ③ 機能訓練担当職員（基準第5条第2項） 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。</p>	<p>第三 児童発達支援 1 人員に関する基準 (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第5条） 基準第5条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ③ 機能訓練担当職員（基準第5条第2項） 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員<u>等</u>の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。</p>
P 8	<p>2 設備に関する基準</p>	<p>2 設備に関する基準</p>

<p>P12</p>	<p>(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る設備（基準第10条） 基準第10条は、設備運営基準第62条において福祉型児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所においても定めたものである。 基準第10条第4項は、同条第1項の設備の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(12) 通所利用者負担額の受領（基準第23条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 （Ⅰ）食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。） （Ⅱ）日用品費 （Ⅲ）日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの なお、（Ⅲ）の具体的な範囲については、<u>別に通知するところ</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収書の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p>	<p>(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る設備（基準第10条） 基準第10条は、設備運営基準第62条において福祉型児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所においても定めたものである。 基準第10条第4項は、同条第1項の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(12) 通所利用者負担額の受領（基準第23条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 （Ⅰ）食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。） （Ⅱ）日用品費 （Ⅲ）日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの なお、（Ⅲ）の具体的な範囲については、<u>「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p>
<p>P19</p>	<p>(30) 衛生管理等（基準第41条）</p> <p>① 基準第41条は、指定児童発達支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業員が感染源になることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意</p>	<p>(30) 衛生管理等（基準第41条）</p> <p>① 基準第41条は、指定児童発達支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業員が感染源になることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意</p>

	<p>するものとする。</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p>	<p>するものとする。</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p>
P23	<p>第四 指定医療型児童発達支援</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p><u>基準第53条は、設備運営基準第68条において医療型児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定医療型児童発達支援事業所においても定めたものである。</u></p> <p>基準第53条第4項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</p>	<p>第四 指定医療型児童発達支援</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>基準第58条第3項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</p>
P24	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領（基準第60条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第3項は、指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用</p> <p>(II) 日用品費</p> <p>(III) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、(III)の具体的な範囲については、<u>別に通知するところ</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収書の交付</p> <p>同条第4項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 通所給付決定保護者の同意</p> <p>同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領（基準第60条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第3項は、指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用</p> <p>(II) 日用品費</p> <p>(III) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、(III)の具体的な範囲については、<u>「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付</p> <p>同条第5項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 通所給付決定保護者の同意</p> <p>同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容</p>

	及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。	及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。
P25	<p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の規定は、指定法か後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（25）まで、（27）から（30）まで、（32）、（33）、（35）から（37）まで、（38）の①、（39）、（41）及び第四の3の（5）を参照されたい。</p>	<p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（25）まで、（27）から（30）まで、（32）、（33）、（35）から（37）まで、（38）の①、（39）、（41）及び第四の3の（5）を参照されたい。</p>
P27	<p>第六 保育所等訪問支援</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(4) 準用（基準第79条）</p> <p>基準第79条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（25）まで、（27）、（30）、（32）、（33）、（35）から（37）まで、（38）の①及び（39）から(42)までを参照されたい。</p>	<p>第六 保育所等訪問支援</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(4) 準用（基準第79条）</p> <p>基準第79条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（25）まで、（27）、（30）、（32）、（33）、（35）から（37）まで、（38）の①及び（39）から(41)までを参照されたい。</p>

【児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）】

（正誤点は**赤字下線**）

正誤箇所	当初発出版（誤）	修正後発出版（正）
P7・8	<p>第三 指定福祉型障害児入所施設</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(12) 入所利用者負担額の受領（基準第17条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p>	<p>第三 指定福祉型障害児入所施設</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(12) 入所利用者負担額の受領（基準第17条）</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p>

	<p>同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用 (II) 光熱水費 (III) 日用品費 (IV) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、(IV)の具体的な範囲については、<u>別に通知するところ</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収書の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>(20) 指導、訓練等（基準第25条）</p> <p>① 基準第21条の規定により、指定入所支援の提供に当たっては、入所支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者を指導、訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者に従事させることを規定したものである。</p> <p>P11 (23) 健康管理（基準第28条）</p> <p>② 同条第4項は、指定福祉型障害児入所施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたものである。</p>	<p>同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用 (II) 光熱水費 (III) 日用品費 (IV) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、(IV)の具体的な範囲については、<u>「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」</u>（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>(20) 指導、訓練等（基準第25条）</p> <p>① 基準第25条の規定により、指定入所支援の提供に当たっては、入所支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者を指導、訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者に従事させることを規定したものである。</p> <p>(23) 健康管理（基準第28条）</p> <p>② 同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたものである。</p>
P19	第四 指定医療型障害児入所施設	第四 指定医療型障害児入所施設

<p>P19</p>	<p>1 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第52条） 基準第52条は、設備運営基準第58条において医療型障害児入所施設義務づけている職員配置を指定医療型障害児入所施設の指定入所支援の提供にあたり規定したものである。 基準第52条第3項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p> <p>2 設備に関する基準 (1) 設備（基準第53条） <u>基準第53条は、設備運営基準第57条において医療型障害児入所施設に定めている設備の基準を指定医療型障害児入所施設においても定めたものである。</u> 基準第53条第4項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</p>	<p>1 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第52条） 基準第52条は、設備運営基準第58条において医療型障害児入所施設に義務づけている職員配置を指定医療型障害児入所施設の指定入所支援の提供にあたり規定したものである。 基準第52条第3項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p> <p>2 設備に関する基準 (1) 設備（基準第53条） 基準第53条第4項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</p>
<p>P20</p>	<p>3 運営に関する基準 (1) 入所利用者負担額の受領（基準第54条） ③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払いを受けられる額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 (I) 日用品費 (II) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、(II)の具体的な範囲については、<u>別に通知するところ</u>によるものとする。</p> <p>④ 領収書の交付 同条第4項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p><u>(3)</u> 障害児入所給付費の額に係る通知等（基準第55条）</p>	<p>3 運営に関する基準 (1) 入所利用者負担額の受領（基準第54条） ③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払いを受けられる額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 (I) 日用品費 (II) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、(II)の具体的な範囲については、<u>「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」</u>（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付 同条第4項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p><u>(2)</u> 障害児入所給付費の額に係る通知等（基準第55条）</p>
<p>P20・21</p>		

① 入所給付決定保護者への通知

基準第55条第1項は、指定医療型障害児入所施設は、都道府県から法定代理受領を行う指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費又は障害児入所医療費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の交付

同条第2項は、基準第55条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定入所支援の内容、費用の額その他入所給付決定保護者が都道府県に対し障害児入所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。

(4) 協力医療機関（基準第56条）

基準第56条の協力歯科医療機関（主として自閉症児を受け入れものを除く）は、当該施設から近距離にあることが望ましい。

(5) 準用（基準第58条）

基準第58条により、第6条から第16条まで、第18条、第20条から第38条まで、第40条から第44条まで、第45条第1項、第46条から第49条まで及び第51条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用されるものであることから、第三の3の(1)から(11)まで、(13)、(15)から(33)まで、(35)から(42)まで及び(44)を参照されたい。

① 入所給付決定保護者への通知

基準第55条第1項は、指定医療型障害児入所施設は、都道府県から法定代理受領を行う指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費又は障害児入所医療費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の交付

同条第2項は、基準第54条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定入所支援の内容、費用の額その他入所給付決定保護者が都道府県に対し障害児入所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。

(3) 協力歯科医療機関（基準第56条）

基準第56条の協力歯科医療機関（主として自閉症児を受け入れるものを除く）は、当該施設から近距離にあることが望ましい。

(4) 準用（基準第57条）

基準第57条により、第6条から第16条まで、第18条、第20条から第38条まで、第40条から第44条まで、第45条第1項、第46条から第49条まで及び第51条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用されるものであることから、第三の3の(1)から(11)まで、(13)、(15)から(33)まで、(35)から(42)まで及び(44)を参照されたい。

【福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成24年3月30日障障発0330第5号）】

（正誤点は赤字下線）

正誤箇所	当初発出版（誤）	修正後発出版（正）
P13	別紙1	別紙1

	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%
行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

- * 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。
- * 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%
行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

- * 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。
- * 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。